

申告の際は、 マイナンバーの 提示が必要です

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成30年度 町・県民税申告書および平成29年分所得税確定申告書の提出の際には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。
必要な本人確認書類は次のとおりです。



マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている方はマイナンバーカードを持ってきてください

マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない方は確認書類①と②を持ってきてください

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要です。

確認書類① マイナンバーの確認書類

例) 通知カード、住民票の写しまたは記載事項証明等

確認書類② マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

※上記以外の写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには2種類以上の書類が必要です。例) 保険証とキャッシュカード等

平成30年の 「出張申告相談」について

平成30年の柳井税務署と共同で開催する「出張申告相談」を次のとおり行います。

日時 平成30年3月2日(金)
午前9時30分～午後4時
場所 山口県大島防災センター

- ・青色申告
- ・損失申告
- ・株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得
- ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告

上記のような申告を希望される方はぜひ「出張申告相談」にお越しください。
※全体の「申告相談所開設日程」につきましては、1月号の広報でお知らせいたします。

■問い合わせ

税務課 ☎0820(74)1008

「申告相談所」の会場が変わります

橘地区

対象地区	申告会場の変更	
	(旧) 会場	(新) 会場
浮島（樽見）	浮島地区学習等供用施設	日良居出張所
浮島（江ノ浦）	浮島漁村センター	
吉浦、秋（江頭・下開地・西開地・神田）	秋老人憩いの家	(注) 橘総合支所
庄南、庄北、大泊	橘ウインドパーク	(注) 橘総合支所
三ツ松（東・中・西）		
原、古城	原地区学習等供用施設	(注) 橘総合支所
鹿家、栄、安高		
塩宇	橘総合センター	(注) 橘総合支所
西浦、和戸		(注) 橘総合支所
源明、川間		
安下、長天、田中		
おれんじヒルズ、真宮		(注) 橘総合支所
正分		